



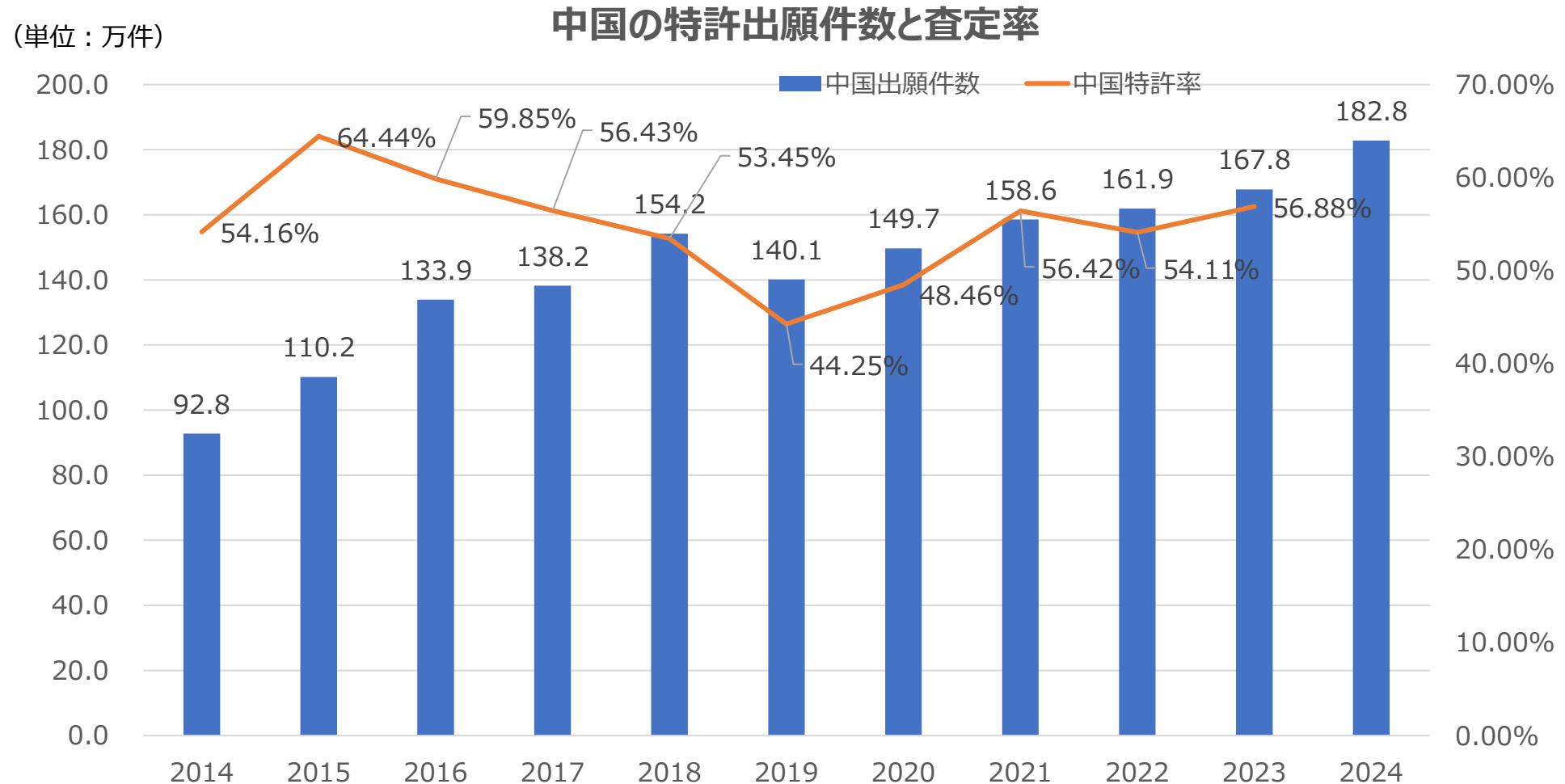
北京尚誠知識產權代理有限公司
SHANGCHENG & PARTNERS

中国への国内移行・ CNIPA（中国国家知的財産局） における手続き

北京尚誠知識產權代理有限公司
パートナー弁理士/東京オフィス代表
伊藤貴子

2025年11月20日

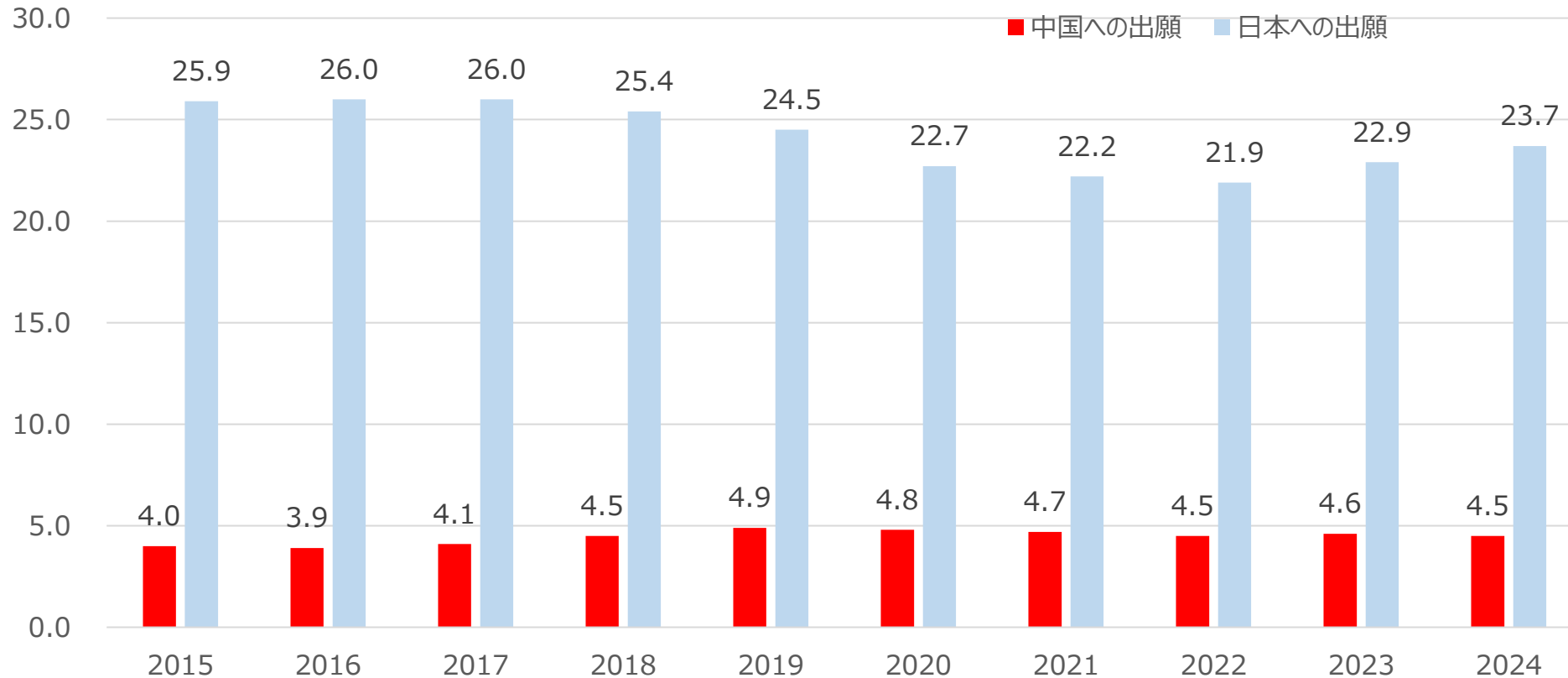




ポイント

- 中国の出願件数は2019年に一時減少したが、その後は増加して、昨年は約183万件。日本の出願件数の約6倍。
- 日本の特許査定率は約75%に対し、中国の近年の特許査定率は55%前後。

日本出願人による日中出願件数

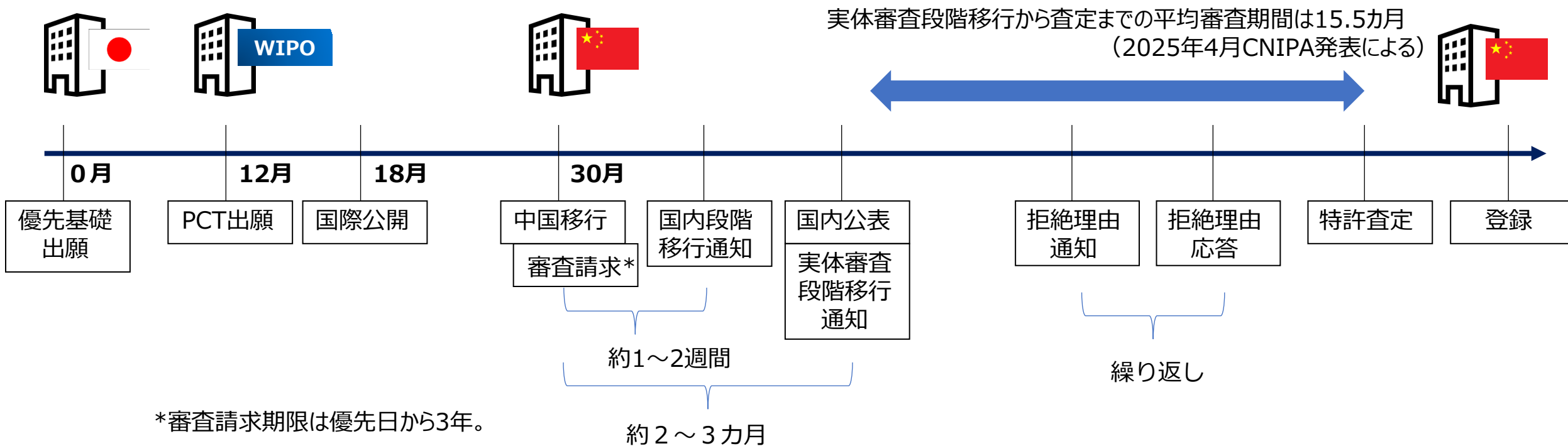


出典：JPO「特許行政年次報告書2024年版」/CNIPA「2024年知識産権統計年報」

ポイント

- 日本出願人による2024年の中国出願件数は約4.5万件、日本出願件数は約23.7万件。
- 単純計算で、日本出願の約20%が、中国にも出願されている。

PCT中国移行出願の手続きフロー



実務のポイント

- 中国への国内移行期限は30カ月（2カ月延長可能）。
- 中国国内移行出願の審査請求期限は優先日から3年。審査請求 + 国内公表の両方の条件が揃ってから実体審査段階に移行する。
- 実体審査段階移行から査定までの平均審査期間は15.5カ月。審査が始まると速い。OAなし直接特許も増加傾向。

専利法実施細則第120条

国際出願の出願人は、PCT条約第2条にいう優先日から30カ月以内に、国務院専利行政部門で中国国内移行手続きをしなければならない。出願人が当該期限内に同手続を行わなかった場合、延長手数料を支払うことにより、優先権日から32カ月以内に中国国内移行手続きを行うことができる。

■ 移行期限までに移行する場合

提出物：   +  委任状(後日提出可)


0月

優先基礎
出願

30月

32月

■ 移行期限を延長する場合

提出物：   +  延長手数料
(1,000RMB) +  委任状
(後日提出可)

実務のポイント

- 移行期限までに移行する場合、優先日から30カ月以内に、国内書面 + 翻訳文 + 移行手数料を提出する。
- 移行期限を延長する場合、優先日から32カ月以内に、上記3点に加えて、延長手数料を納める。
- 移行期限を延長する場合、30カ月の期限前には何の手続きも不要。国内書面だけ先に提出することはできない。

■ 優先日から32カ月の国内移行期限を徒過

⇒ **不可抗力**に対する権利回復（実施細則6条1項）

- ・障害がなくなってから2カ月以内（且つ）期限から2年以内

■ PCT国際出願における優先権の回復

- ・PCT国際出願が優先日から14カ月以内になされ、国際段階で優先権の回復が承認された ⇒ 中国でも自動的に優先権回復
- ・PCT国際出願が優先日から14カ月以内になされ、国際段階で優先権の回復が請求されなかった又は受理局に承認されなかった ⇒ **正当な理由**による優先権回復請求可（実施細則128条）
 - ・国内移行から2カ月以内
 - ・権利回復料（1,000RMB）が必要

■ 優先権証明書の提出期限／優先権主張料の納付期限／OA応答期限／復審請求期限などの徒過

⇒① **不可抗力**に対する権利回復（実施細則6条1項）

- ・障害がなくなってから2カ月以内（且つ）期限から2年以内

② **正当な理由**による権利回復（実施細則6条2項）

- ・期限徒過に対する庁からの通知から2カ月以内（又は）復審請求期限から2カ月以内
- ・権利回復料（1,000RMB）が必要

実務のポイント

- PCT国内移行期限（延長後の32カ月）を徒過すると、不可抗力による場合しか救済措置されない。
- 国内移行後の手続き期限の徒過は、不可抗力であれば無料で、「正当な理由」であれば権利回復料1,000RMBで回復可能。
- 「正当な理由」は、現状の実務では「翻訳に時間がかかったため」等で認められている。

1. 国内移行時に審査請求 + 早期処理請求 + 早期公開請求

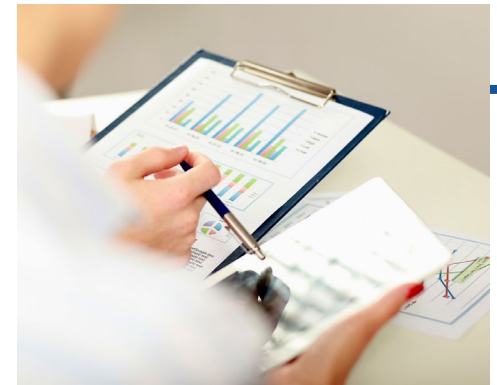
- 優先日から30カ月より前にPCT出願を国内移行した場合、早期処理請求しないと30カ月経過するまで処理が開始されない。
- 中国では審査請求しても国内公表されないと実体審査段階に入れないため、特に国際公開前に国内移行する場合は、早期公開請求が有効。

2. PPH申請

- ファミリ出願の審査結果や、PCT国際段階の最新の審査結果における肯定的評価に基づいて、PPH申請が可能。
- 中国には他にも優先審査等の制度があるが、外国出願人が最も利用しやすいのはPPH。

3. 審査官との電話でのコミュニケーションの活用

- 審査官との面談は実施頻度がかなり低い。電話でのコミュニケーションは日常的に行われており、審査促進に効果的。



1) 国際公開前に中国国内移行する場合

- ・早期処理請求をしなければ、優先日から30カ月経過するまで処理が開始されず、出願番号も通知されない。
- ・中国国内移行時にPCT国際出願の出願書類の写しを提出するか、国家知識産権局に国際出願の副本の取り寄せを要求することにより、早期処理を請求すれば、優先日から30カ月経過するまで待たずに処理が開始される。
- ・早期公開請求を行うと、数カ月以内に国内公表される。

CNIPAが提供している「PCT国内書面のフォーム」

現在は
デフォルトで
早期処理請求
にチェック

- ①9 優先日から30カ月の期限は到来しておらず、専利法実施細則第129条に基づき本件国際出願の早期処理・審査を求める。
- 本PCT出願は未だ国際公開されておらず、国家知識産権局が指定官庁として国際局から国際出願の副本の送達を要求することを求める。
* 優先日から30カ月の期限が到来しておらず、出願人が本件国際出願の早期処理を請求しない場合、上記のチェックを外すこと。
- ②0 早期公開 専利法第34条に基づき本出願の早期公開を請求する。

2) 既に国際公開されているが優先日から30カ月の期限まで時間がある場合

- ・早期処理請求をすれば、優先日から30カ月経過を待たずに処理が開始され、通常約1カ月で出願番号が通知される。
- ・国際公開済みのPCT出願が中国国内段階に入ると、すぐ国内公表の準備が開始されるため、早期公開請求の効果はあまりない。

3) 優先日から30カ月の期限近くに中国国内移行する場合

- ・早期処理／早期公開請求の効果はあまりない。

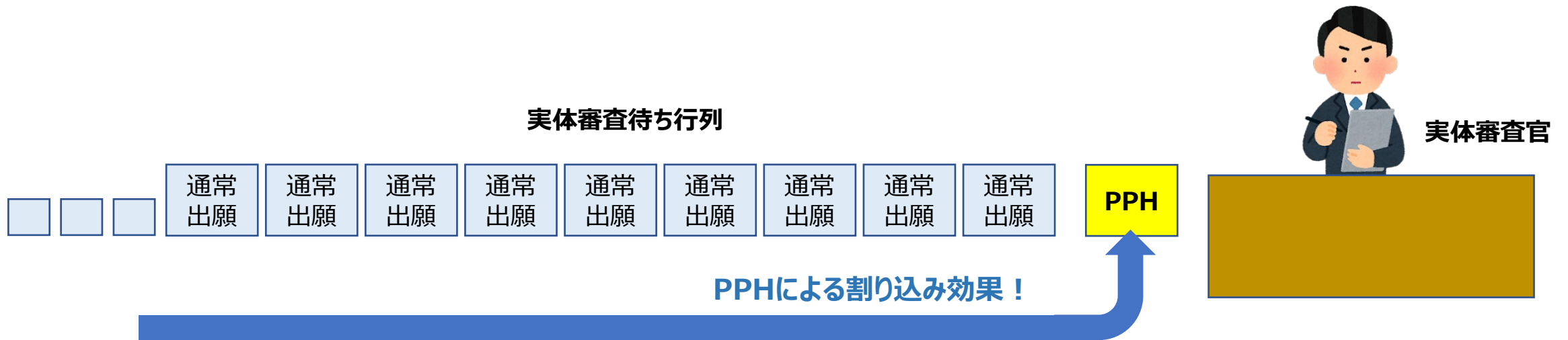
▶ 審査促進効果に関するCNIPAの公表データ

PPH申請からファースト・オフィスアクションまで： 平均**1.51**カ月

PPH申請から審査処分まで： 平均 **7.2**カ月

PPH申請出願のオフィスアクション回数： 平均**1.26**回

(出典：日本特許庁ウェブサイト <https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/statistics.html>)



実務のポイント

- PPHの効果として、PPH申請からファースト・オフィスアクションまでの期間が大幅に短縮される。
- その結果、審査処分までの期間は、通常出願の平均15.5カ月に対し、PCT利用出願では平均7.2カ月まで短縮される。

オフィシャルフィーの計算と返還

項目		費用	備考
基本出願料		950元	PCT出願国内移行・分割出願も同額。
追加出願料	請求項10項以上	150元/項	
	明細書（図面含む）30頁以上	50元/頁	
	明細書（図面含む）300頁以上	100元/頁	
PCT国内移行の延長手数料		1000元/回	
優先権主張料		80元/件	
実体審査請求料		2500元/件	PCT国内移行、パリ優先権主張出願は同額。
期限延長料	1回目	300元（1カ月）or 600元（2カ月）	
	2回目	2000元（1カ月）or 4000元（2カ月）	
誤訳訂正料	方式審査段階での訂正	300元/回	
	実体審査段階での訂正	1200元/回	
審判請求料		1000元/回	
年金	第1～3年	900元/年	
	第4～6年（以降省略）	1200元/年	

実務のポイント

- クレーム数・明細書ページ数で変動するのは出願料のみ。実体審査請求料、年金は一律。
- PCT国内移行出願の出願料は国内移行時の補正に関係なく、国際公開時の請求項数と翻訳文の頁数で決定される。
- 実体審査段階移行通知受領前に出願を明示的に取り下げた場合には実体審査請求料の100%、第1回拒絶理由通知書の応答期限までに応答書を提出せず出願を明示的に取り下げた場合には実体審査請求費用の50%が返還される。

	時期的要件	内容的要件
自発補正	①PCT出願の国内移行時 ②審査請求時 ③実体審査段階移行通知の受領から3カ月以内	・原明細書及び請求項に記載された範囲内（専利法第33条） ⇒当初の明細書及び請求項の文言上の記載内容および図面から 直接且つ一義的に確定できる内容
OA受領後の補正	第1回拒絶理由通知⇒4カ月* 第2回以降の拒絶理由通知⇒2カ月* 拒絶査定⇒3カ月 復審通知書⇒1カ月* 電話OA ⇒ 指定期間内 *最大2カ月×2回延長可能	・原明細書及び請求項に記載された範囲内（専利法第33条） ・拒絶理由通知で指摘された欠陥の除去のみ（実施細則第57条第3項） * 裁量規定
権利化後の補正 (訂正)	無効審判中の所定の時期のみ *異議申立て・訂正審判制度なし	・請求項 又は 請求項内の並立する選択肢の削除 ・請求項の更なる限定 ・明らかな誤記の訂正

実務のポイント

- 日本より自発補正の時期的制限が厳しく、PCT国内移行出願では最大3回、パリ優先権主張出願では2回しか機会がない。
- 新規事項導入の判断基準は日本より厳格。
- OA応答後の補正には制限があるため、自発補正が自由に請求項を追加できる最後のチャンス。
- 登録後の訂正の制限が厳しく、登録時の請求項に記載されていない特徴のクレームアップはできない。

1. 無効審判に備えた従属項の追加

- 中国には訂正審判がなく、無効審判中の訂正も、登録時の請求項の範囲内ではできない。
- 無効審判に備えて、従属項を多段に設けて置く必要がある。
- 無効審判では明らかな誤記と認められる場合を除いて明細書・図面の訂正はできず、明細書・図面に補正要件違反があると出願が無効になり得るため、明細書・図面は極力補正しない。

2. 日中の保護客体の違いを調整

- 「プログラム」は、「プログラムを記録する記録媒体」、「プログラム製品」の請求項として保護可能。
- ヒトだけでなく「動物の診断・治療方法」の請求項も、中国では特許保護の対象外。

3. マルチマルチ従属の解消

- 必要に応じて、自発補正でマルチマルチ従属を解消する。通常、日本向けのクレームはそのまま移行して問題ない。

実務のポイント

- 無効審判での訂正に備えて、クレームアップが想定される特徴を含む従属項を作っておく必要がある。
- 「プログラムの請求項は、中国では「プログラムを記憶する記憶媒体」、「プログラム製品」の請求項にする。
- マルチマルチの審査基準は中国より日本のほうが厳しいため、日本で許容されるクレームをそのまま移行すれば問題ない。

(参考) マルチマルチ従属クレームの扱い

- 中国のマルチマルチ従属に関する規定は現行の日本の審査基準より厳しくない。

例：カテゴリ違いの引用は中国では「従属」とみなされない。

[請求項1]特定構造の**ボールベアリング**。
[請求項2]内輪がステンレス鋼である請求項1記載のボールベアリング。
[請求項3]外輪がステンレス鋼である請求項1又は2記載のボールベアリング。
[請求項4]請求項1～3のいずれか1項に記載のボールベアリングを製造する**方法**。



中国の審査基準では
請求項4が許容される。

- マルチマルチ従属の解消は、自発補正段階でもOA受領後でも可能だが、それぞれにメリット・デメリットがある。

解消するタイミング	メリット	デメリット
自発補正段階	・他の特許要件を満たせば直接特許になる。	・自発補正の費用がかかる。 ・削除した従属組合せの発明がOA受領後の補正の制限により、追加できない可能性がある。
OA受領後	・補正の余地をより多く残しておくことができる。 ・他の補正と一緒にすれば費用が低減できる。	・マルチマルチのみのOAが発行される可能性がある。

実務のポイント

- マルチマルチの審査基準は中国より日本のほうが厳しいため、日本で許容されるクレームをそのまま移行すれば問題ない。
- マルチマルチ従属の解消は、PPH利用出願などで直接特許査定を狙う場合には自発補正で行う。その際は、どの従属組合せを残すかについて慎重に検討する。それ以外のケースでは、OA受領後に解消するのがお勧め。

▶ PCT国内移行出願の翻訳文に対する要求

- ・原文に忠実な翻訳が必要とされる。
- ・誤訳が新規事項導入と判断された場合、補正要件違反となる（審査指南第三部分第2章第3.3節）。
- ・翻訳文中で明らかな誤記を訂正しても、新規事項導入にならない限り、単独では拒絶理由・無効理由とならないが、中国の新規事項の判断基準は厳しいため、判断に迷うケースは自発補正の方がよい。
- ・無効審判段階では誤訳訂正は、「明らかな誤記の訂正」でなければ認められない。

▶ 誤訳訂正可能な時期

実施細則第131条で規定された時期：

- (a) PCT出願が中国国内段階に移行してから、国内公表に関する準備作業を完了する前
- (b) 実体審査段階移行通知の受領日から3カ月以内
- (c) 拒絶理由通知において審査官に誤訳を指摘され、その拒絶理由通知に応答するとき

実務において誤訳訂正が認められ得る時期：

- (d) 出願人が拒絶理由通知の検討中に誤訳を発見した場合であって、その拒絶理由通知に応答するとき
- (e) PCT中国国内移行出願に基づき分割出願を行った場合であって、出願人が実体審査中に誤訳を発見し、親出願・分割出願・他の分割出願も併せて誤訳訂正するとき（併せて訂正する出願が係属中の場合に限る）

サポート要件対策として

- 明細書に数値範囲の両端値（広めの範囲の場合には更に中間値）の実施例を記載しておく。
- 明細書にパラメータの定義、測定方法、測定条件を明記する。
 - * 特に自ら定義した特殊パラメータの場合に重要。
 - * 従来のパラメータを使用する場合でも、具体的な測定方法、規格の番号などで特定するのがよい。
- 効果を評価する方法も明記しておく。

進歩性対策として

- 各構成要件と本願発明の効果との関係を明細書に記載しておく。化学分野では、各パラメータと本願発明の効果との関係を明細書に記載し、パラメータによる効果を示す実施例と比較例を設ける。
- 数値範囲が単なる設計事項でないことを示すため、範囲外の比較例を記載しておく。

補正要件対策として

- 実施例の値を組み合わせた複数の好ましい数値範囲を段階的に記載しておく。
- 図面から読み取れる構成についても、文字として明細書に記載する。

- 優先権基礎出願から最大32カ月の期間を使って、中国での権利化要否の判断や翻訳文の準備ができる。
- PCT出願書類に基づく誤訳訂正が可能。中国には外国語書面出願制度がないため、**パリルートでは誤訳訂正できない。**
(補正要件の厳しい中国では、パリルートの自発補正では誤訳を訂正できない場合も多い。)
- 自発補正の機会が国内移行時、審査請求時、実体審査段階移行時の3回ある。
- PCT-PPHを利用した権利化のオプションが増える。





北京尚誠知識産権代理有限公司
SHANGCHENG & PARTNERS

ご清聴ありがとうございました。

ご意見・ご質問は、

伊藤貴子 ito@shangchengip.com

までお気軽にお寄せください。